

制度改正に伴う茅ヶ崎市国民健康保険条例改正について

社会保障審議会医療保険部会や全世代型社会保障構築会議での議論を背景に出産育児一時金の50万円への増額を予定しています。適用は令和5年4月1日で同年月日以降の分娩から50万円の給付となる予定で準備しています。

現在、適用に必要な所要の規定を整備するため、令和5年第1回市議会定例会において、茅ヶ崎市国民健康保険条例（以下、「条例」という。）改正の審議を予定しています。

改正の概要は次のとおりです。

1 出産育児一時金

（条例第8条）

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として420,000円を支給する。この条文の金額を500,000円へ改正。

(1) 出産育児一時金の引き上げ

国民健康保険法第58条及び第81条の規定により出産育児一時金の給付金額は条例で定めることとなっており、茅ヶ崎市国民健康保険条例第8条を改正します。

(2) 背景

年々引き上げられる出産費用が背景として考えられます。

一部報道等の内容を引用しますと厚生労働省による令和3年度の民間クリニックを含めた費用の全国平均は47万8千円余り（公的病院の平均は約45万5千円）で、現行の出産育児一時金42万円を上回っています。

こうしたなか、全世代型社会保障構築会議等での子育て世代支援という考えが、出産育児一時金の増額につながっています。